IV 衛生課関係事業

1 食品衛生

食品、添加物等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため関係施設の監視を 行い、施設の管理、食品等の取扱い及び従事者の衛生について指導を行った。

また、食品等の安全を確認し、違反・不良食品を排除することを目的とした収去を実施した。

なお、食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者が実施する HACC P に沿った衛生管理について、新規営業許可申請者並びに営業許可継続申請者を中心に実施状況の確認や指導を行った。

(1) 食品衛生関係施設数及び監視指導の状況

令和 4 年度末における許可を要する施設は、3,917 施設、許可を要しない施設は 1,448 施設、合計 5,365 施設である。 [表(1)、(2)]

令和 4 年度における新規営業許可件数は 782 件であった。 「表(1)]

※令和 3 年 6 月に食品衛生法の改正が施行され、 6 月以降に継続営業申請した施設については、法改正後の新たな申請(新規営業申請)として計上。

監視指導にあたっては、令和 4 年度における監視施設数は、許可を要する施設、要しない施設合わせて 254 施設であり、奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視率は、許可を要する施設 10.7%、許可を要しない施設 11.0% であった。

「表(2)]

また、食品衛生関係施設数の推移について、許可施設数並びに届出施設数は大きく減少している。

許可施設については、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や法改正により、これまで許可業種であったものが、届出業種となるなどの許可業種の見直しがなされたことが要因。

届出施設については、法改正により、新たに営業届出制度が創設され、制度が 刷新されたため、大きく減少している。

「表(3)]

(2) 食品等の収去検査結果

食品等の規格基準等の使用基準の適否の確認に照らして食品の衛生状態把握の ため 19 件の収去を実施した。

結果は、規格基準違反は 0 件であった。「表(4)]

なお、通常監視を通して、違反・不良食品の排除に努めるとともに、発見された違反・不良食品については、管内に食品関係施設が所在するものは、原因究明

とともに事業者への指導等を行った。また、施設が管外に所在するものについて は、管轄する自治体へ通知し、処理等を依頼した。

[表(5)]

(3) 違反・不良食品、食品等の苦情及び相談処理状況

食品及び食品取扱施設等についての違反・不良食品等の探知が令和 4 年度は 51 件あった。

最も多かったのは、有症苦情で 40 件、次いで表示違反 9 件、有毒有害 1 件、 食品添加物の使用基準違反 1 件の順であった。これらの対応については、再発を 防止するため速やかに関係施設の衛生状態、食品等の取扱・管理の状況を調査し、 指導等の対応を行い措置した。

その他、食品等の苦情及び相談については、 91 件受け付けた。 [表(6)]

(4) 食中毒の発生状況

令和 4 年度管内施設に起因する食中毒の発生は 0 件であった。 [表(7)] [図(1)]

表(1) 食品関係営業許可施設数及び許可件数

	√ 区 分				施言	安数					許可	件数
	_ "	 大和			,,,						н, 3	11 22
늴	業 種		生駒市	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	天理市	山添村	合 計	新 規	更 新
飲	一般食堂、レストラン等	355	358	44	58	106	9	294	22	1,246	263	0
食	仕出し屋、 弁当屋	67	62	13	8	19	1	62	7	239	31	0
店	旅館	9	15	5	4	3	2	12	4	54	13	0
	その他	232	174	23	26	46	10	205	5	721	137	0
	露店飲食店	75	35	7	0	4	0	27	3	151	46	0
	菓子製造業	121	129	21	23	39	5	94	25	457	98	0
	簡易菓子製造業	16	1	1	0	0	0	5	0	23	0	0
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別牛乳搾取処 理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類販売業	106	51	13	6	15	3	51	3	248	38	0
	魚介類競り売り 営業	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
	魚肉練り製品製造業	1	2	0	0	0	0	1	0	4	0	0
	食品の冷凍又は製造業	7	0	0	0	1	0	6	0	14	0	0
	缶詰又は瓶詰食 品製造業	2	1	0	1	1	0	0	0	5	0	0
	喫茶店営業	1	6	0	1	3	0	1	0	12	0	0
	《簡易》喫茶店営業(自動販売機除く)	5	3	2	1	0	0	1	0	12	0	0
	"(自動販売機)	13	10	1	0	1	0	6	0	31	0	0
	あん類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム 類製造業	5	3	1	0	0	0	3	0	12	1	0
	乳類販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食肉処理業	6	1	0	0	0	1	2	3	13	3	0
	食肉販売業	83	59	12	8	18	7	55	7	249	22	0
	食肉製品製造業	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0
	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	食用油脂製造業	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0
	マーガリン又はショートニング 製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	0	2	1	0	0	0	2	0	5	0	0
	しょうゆ製造業	1	0	0	1	1	0	0	1	4	0	0
	ソース類製造業	2	1	0	0	1	0	0	1	5	0	0
	酒類製造業	3	3	0	0	0	0	2	1	9	5	0

表(1) 食品関係営業許可施設数及び許可件数

	、区 分											
	E 11	+10			ᄱᄖᅟᅙ	义 奴					可刊	件数
当	基 種	大和 郡山市	生駒市	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	天理市	山添村	合 計	新 規	更新
	豆腐製造業	3	0	1	0	1	0	5	2	12	0	0
	納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麺類製造業	5	4	0	0	0	1	8	4	22	4	0
	そうざい製造業	33	16	2	2	6	2	19	4	84	16	0
	添加物(法11条1 項)製造業	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0
	食品の放射線照 射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造 業	2	2	0	0	0	0	0	1	5	1	0
	氷雪製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調理機能を有する 自動販売機	16	1	0	0	0	1	0	0	18	6	0
	水産製品製造業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ又はしょうゆ 製造業	8	1	0	0	0	0	1	0	10	6	0
	複合型そうざい 製造業	2	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0
	冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合型冷凍食品 製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漬物製造業	2	4	3	0	1	0	5	0	15	5	0
	密封包装食品製 造業	1	1	1	0	2	0	1	2	8	3	0
	食品の小分け業	4	1	0	0	2	1	1	1	10	3	0
	飲食店	98	26	3	1	2	0	27	3	160	76	0
移	菓子製造業	15	4	0	0	0	0	1	0	20	0	0
動	魚介類販売業	7	5	1	0	0	0	2	0	15	1	0
ᄱ	喫茶店営業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業	乳類販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種	食肉販売業	4	3	1	0	0	0	1	0	9	0	0
	アイスクリーム 製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	슴 計	1,315	985	157	140	274	43	903	100	3,917	782	0

表(2) 食品衛生関係施設監視指導状況

時間 「日本学院の関係を表現している。」 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本のでは、「日本学のでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本の	乳搾取処理業 製造業	計画回数 (回/年) A 2.0 2.0 2.0 0.5 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 0.5 0.5 0.5	施設数 B 0 0 27 1,238 8 231 8 42 2 10 721 151 448 9 23	予定回数 A×B=C 0 0 54 619 16 231 16 42 4 5 144 30 448	合計 D 0 0 27 71 0 4 2 0 0 0 32 8 30	監視率(%) D÷C×100
時間 「日本学院の関係を表現している。」 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本のでは、「日本学のでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本の	令和2年・3年度における食中毒発生施設 令和2年度に行政処分を受けた施設 大坂流通食品製造・加工施設	A 2.0 2.0 2.0 0.5 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	B 0 0 27 1,238 8 231 8 42 2 10 721 151 448 9	A×B=C 0 0 54 619 16 231 16 42 4 5 144 30 448	D 0 0 27 71 0 4 2 0 0 0 32 8 30	D÷C×100
時間 「日本学院の関係を表現している。」 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本のでは、「日本学のでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本の	令和2年度に行政処分を受けた施設 本域流通食品製造・加工施設	2.0 2.0 2.0 0.5 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	0 0 27 1,238 8 231 8 42 2 10 721 151 448 9	0 54 619 16 231 16 42 4 5 144 30 448	0 0 27 71 0 4 2 0 0 0 0 32 8 30	50.0 50.0 11.5 0.0 1.7 12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
時間 「日本学院の関係を表現している。」 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院の関係を表現である。 「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学院のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本学のでは、「日本のでは、「日本学のでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本ののでは、「日本の	令和2年度に行政処分を受けた施設 本域流通食品製造・加工施設	2.0 2.0 0.5 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜	0 27 1,238 8 231 8 42 2 10 721 151 448 9	0 54 619 16 231 16 42 4 5 144 30 448	0 27 71 0 4 2 0 0 0 0 32 8 30	11.5 0.0 1.7 12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
	立域流通食品製造・加工施設	2.0 0.5 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	27 1,238 8 231 8 42 2 10 721 151 448 9	54 619 16 231 16 42 4 5 144 30 448	27 71 0 4 2 0 0 0 0 32 8 30	11.5 0.0 1.7 12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
大	一般食堂・レストラン等	0.5 2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	1,238 8 231 8 42 2 10 721 151 448 9	619 16 231 16 42 4 5 144 30 448	71 0 4 2 0 0 0 0 32 8 30	11.5 0.0 1.7 12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
	# (1回300食以上又は1日750食以上) 仕出し屋・弁当屋 # (1回300食以上又は1日750食以上) 旅館・ホテル # (1回300食以上又は1日750食以上) 簡易宿所 その他 食店営業 ジンを含む)製造業 ジンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	2.0 1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	8 231 8 42 2 10 721 151 448 9	16 231 16 42 4 5 144 30 448	0 4 2 0 0 0 32 8 30	0.0 1.7 12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
	世出し屋・弁当屋	1.0 2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	231 8 42 2 10 721 151 448 9	231 16 42 4 5 144 30 448	4 2 0 0 0 32 8 30	1.7 12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
	# (1回300食以上又は1日750食以上) 旅館・ホテル # (1回300食以上又は1日750食以上) 簡易宿所 その他 食店営業 ジンを含む)製造業 ジンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	2.0 1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	8 42 2 10 721 151 448 9	16 42 4 5 144 30 448	2 0 0 0 32 8 30	12.5 0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
露葉 東簡処別製乳介調類無魚 (魚) 魚魚 魚魚	# (1回300食以上又は1日750食以上) 旅館・ホテル # (1回300食以上又は1日750食以上) 簡易宿所 その他 食店営業 ジンを含む)製造業 ジンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	8 42 2 10 721 151 448 9	16 42 4 5 144 30 448	0 0 0 32 8 30	0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
露葉 東簡処別製乳介調類無魚 (魚) 魚魚 魚魚	旅館・ホテル	1.0 2.0 0.5 適宜 1.0 適宜 1.0 0.5	42 2 10 721 151 448 9	42 4 5 144 30 448	0 0 0 32 8 30	0.0 0.0 0.0 22.2 26.5
露葉 東簡処別製乳介調類無魚 (魚) 魚魚 魚魚	# (1回300食以上又は1日750食以上) 簡易宿所 その他 食店営業 ジンを含む)製造業 ジンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	2.0 0.5 適宜 道宜 1.0 適宜 道1 00 0.5	2 10 721 151 448 9	4 5 144 30 448	0 0 32 8 30	0.0 0.0 22.2 26.5
露葉 東簡処別製乳介調類無魚 (魚) 魚魚 魚魚	簡易宿所 その他 食店営業 (シを含む)製造業 (シを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	0.5 適宜 適宜 1.0 適宜 適宜 1.0 0.5	10 721 151 448 9	5 144 30 448	0 32 8 30	0.0 22.2 26.5
東京 (八) 東京 (八) 東京 (八) 東語 (八) 東京	その他 食店営業 パンを含む)製造業 パンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	適宜 適宜 1.0 適宜 適宜 1.0 0.5	721 151 448 9	144 30 448	32 8 30	22.2 26.5
東京 (八) 東京 (八) 東京 (八) 東語 (八) 東京	度店営業 パンを含む)製造業 パンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	適宜 1.0 適宜 適宜 1.0 0.5	151 448 9	30 448	8 30	26.5
東京 (八) 東京 (八) 東京 (八) 東語 (八) 東京	ジンを含む)製造業 ジンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	1.0 適宜 適宜 1.0 0.5	448 9	448	30	
東管別	ジンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る) 菓子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	適宜 適宜 1.0 0.5	9			0.7
《簡別學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	集子製造業 業 乳搾取処理業 製造業	適宜 1.0 0.5		2	_	
乳畑理等	業 乳搾取処理業 製造業	1.0 0.5	22		0	0.0
特別生活 無別	乳搾取処理業 製造業	0.5	20	5	0	0.0
乳製品乳集介質照点 (調理) 無角類 無角類 無人物	製造業		0	0	0	-
乳製品乳集介質照点 (調理) 無角類 無角類 無人物	製造業		0	0	0	-
集乳業 魚介類則 水(調理 魚介類競 魚肉練し		1.0	1	1	0	0.0
魚介類則 (個理 魚介類類 魚內類類 魚肉練り		0.5	0	0	0	0.0
パ(調理 魚介類競 魚肉練り	版高業	0.5	189	95	4	4.2
魚介類競 魚肉練り	^{吸元素} 加工を行わない魚介類の販売に限る)					0.0
魚肉練り			59	12	0	0.0
	競り売り営業	-	2	0	0	
食品のシ	り製品製造業	1.0	4	4	0	0.0
	令凍又は冷蔵業	1.0	14	14	2	14.3
缶詰又に	は瓶詰食品製造業	1.0	5	5	2	40.0
喫茶店筥	営業	0.5	12	6	0	0.0
《簡易》。	契茶店営業(自動販売機を除く)	0.5	12	6	0	0.0
	販売機	適宜	31	6	0	0.0
許あん類類		1.0	0	0	0	-
	ツーム類製造業	1.0	12	12	2	16.7
	カーム規表担未		13	13		
可 食肉処理		1.0			2	15.4
食肉販売		0.5	179	90	4	4.5
· // (調理	加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	適宜	70	14	0	0.0
要食肉製品	品製造業	1.0	3	3	0	0.0
孔胺困患	飲料製造業	1.0	1	1	0	0.0
す 食用油服	脂製造業	1.0	2	2	0	0.0
"マーガリ	Jン又はショートニング製造業	1.0	0	0	0	-
るみそ製造		1.0	5	5	0	0.0
しょうゆ	製冶業	1.0	4	4	2	50.0
も ソース類		1.0	5	5	0	0.0
酒類製造		0.5	9	5	1	22.2
の豆腐製造						
		1.0	12	12	2	16.7
納豆製造		0.5	0	0	0	
麺類製造	·	1.0	16	16	5	31.3
	け包装のみの製造に限る)	適宜	6	1	1	83.3
そうざい		1.0	84	84	10	11.9
添加物((法第11条第1項)製造業	1.0	2	2	1	50.0
	放射線照射業	0.5	0	0	0	-
	料水製造業	1.0	5	5	1	20.0
氷雪製		適宜	0	0	0	
	^{皇来} 能を有する自動販売機(要許可)		18	4	0	0.0
	記と有りる日勤級元候(安計刊 <i>)</i> 品製造業	1.0	10	1	0	0.0
			0			0.0
液卵製造		1.0	· ·	0	0	400
	ましょうゆ製造業	1.0	10	10	<u> </u>	10.0
	そうざい製造業	1.0	3	3	1	33.3
	品製造業	1.0	0	0	0	-
	令凍食品製造業	1.0	0	0	0	-
漬物製造		1.0	15	15	2	13.3
密封包数	 接食品製造業	1.0	8	8	4	50.0
	小分け業	1.0	10	10	2	20.0
- HH V	飲食店	適宜	160	32	25	78.1
14	菓子製造業		20	4	0	0.0
移動				-		
動業	魚介類販売業		15	3		33.3
耒	喫茶店営業	0.5	0	0	0	
種	食肉販売業	適宜	9	2	0	0.0
	アイスクリーム製造業	1.0	0	0	0	
	計		3,917	2,075	222	10.7

表(2) 食品衛生関係施設監視指導状況

		1			(令和4年度)
 	計画回数 (回/年)	施設数	予定回数	合計	監視率(%)
	Α	В	$A \times B = C$	D	D÷C×100
乳搾取業	適宜	0	0	0	-
GPセンター	適宜	0	0	0	-
食品製造業	適宜	0	0	0	-
野菜果物販売業	適宜	66	16	7	43
そうざい販売業	適宜	0	0	0	-
菓子(パンを含む)販売業	適宜	0	0	0	-
食品販売業(上記以外)	適宜	0	0	0	-
添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	適宜	0	0	0	-
添加物の販売業	適宜	0	0	0	-
氷雪採取業	適宜	0	0	0	-
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	適宜	0	0	0	-
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	適宜	12	3	0	0
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	適宜	6	3	0	0
乳類販売業	適宜	412	88	2	2
氷雪販売業	適宜	2	0	0	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	適宜	156	30	0	0
許 弁当販売業	適宜	8	2	0	0
可 米穀類販売業	適宜	6	3	0	0
を 通信販売・訪問販売による販売業	適宜	1	1	0	0
要コンビニエンスストア	適宜	22	4	2	48
し 五作片 公会っ パ	適宜	59	12	1	8
な 日 月 石 、 応 石 へ 一 ハー 自動販売機による販売業(自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	適宜	147	29	0	0
その他の食料・飲料販売業	適宜	199	42	4	10
の 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	適宜	0	0	0	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	適宜	1	0	0	0
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	適宜	19	2	0	0
農産保存食料品製造・加工業	適宜	49	10	2	21
調味料製造・加工業	適宜	7	2	1	50
糖類製造·加工業	適宜	0	0	0	0
精穀·製粉業	適宜	3	1	0	0
製茶業	適宜	11	2	0	0
海藻製造·加工業	適宜	0	0	0	-
卵選別包装業	適宜	0	0	0	-
その他の食料品製造・加工業	適宜	79	17	12	71
行商	適宜	5	1	0	0
集団給食施設	適宜	139	27	0	0
器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	適宜	29	6	0	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	適宜	0	0	0	-
その他	適宜	10	1	<u> </u>	71
計	,	1,448	302	32	11
		5,365	2,377	254	11
小心 月1		5,505	2,377	ZJ4	

表(3) 食品衛生関係施設数の年次推移

年 度	許可施設数	届出施設数
平成 19	5,366	5,212
平成 20	5,154	5,177
平成 21	5,096	4,759
平成 22	4,996	4,529
平成 23	4,974	4,740
平成 24	4,969	4,789
平成 25	4,919	4,859
平成 26	4,827	4,914
平成 27	4,745	4,658
平成 28	4,754	4,766
平成 29	4,752	4,891
平成 30	4,721	4,937
令和 1	4,724	5,079
令和 2	4,614	5,216
令和 3	3,957	1,508
令和 4	3,917	1,448

表(4) 食品等の収去検査結果

R	区 分 収 不良								4年度	
区分 収去 本格 <	区分 収 不良					不	良 理	由		
去検検体体体数数 機体体体数数 期間 地域のない食品のとい食品のおい食品のおい食品のおい食品のおい食品のおい食品のおい食品のおい食品のお	去 良 細 異 加 定 物 外 の の 使 添添 物 伸 添添 他 教 数 菌 物 用 加 他	区分	収	不			添	法	そ	準格 不基
検 検 体 体 体 体 体 体 体 体	検 検 体 物 外 の が か か か 使 添 加 他 を 数 数 数 数 数 数 数 数 数		去	良	細	異	加	定		適準
A	体数		検	検			物	外	の	な
食品分類 総数 19 魚介類及びその加工品 食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 めん類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 り 菓子類 清涼飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物	食 品 分 類 ***		体	体			使	添		
食品分類 基物準 総数 19 魚介類及びその加工品 () 食肉及び食肉製品 () 乳及び乳製品 () めん類 () 醤油・酒類・味噌 () 豆腐及びその加工品 () 野菜類果物及びその加工品 () 菓子類 () 清涼飲料水 () 弁当・仕出し・そうざい () 旅館 () 野・液卵 () 学校給食 () 食品添加物 ()	食品分類 基物準 総数 19 魚介類及びその加工品 食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 3 めん類 5 醤油・酒類・味噌 5 豆腐及びその加工品 5 野菜類果物及びその加工品 19 菓子類 清涼飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓		数	数	菌	物	用	加	他	品の
 総数 19 魚介類及びその加工品 食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 めん類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 事 子類 清京飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物 	 総数 無介類及びその加工品 食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 めん類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 事子類 清涼飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓 	食品分類					基	物		指
無介類及びその加工品 食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 め ん 類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 19 菓 子 類 清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物	魚介類及びその加工品 食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 め ん 類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 算 子 類 清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓						準			₹
食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 めん類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 19 菓子類 19 清涼飲料水 19 弁当・仕出し・そうざい 10 旅館 10 卵・液卵 10 学校給食 10 食品添加物 10	食肉及び食肉製品 乳及び乳製品 め ん 類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 19 菓 子 類 清涼飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	総数	19							
乳及び乳製品 め ん 類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 19 菓 子 類 清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物	乳及び乳製品 め ん 類 醤油・酒類・味噌	魚介類及びその加工品								
めん類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 19 野菜類果物及びその加工品 19 菓子類 19 清涼飲料水 19 弁当・仕出し・そうざい 19 旅館 19 野菜類果物及びその加工品 19 東・教 19 大学・教育・ 19 大学・	めん類 醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 菓子類 清涼飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	食肉及び食肉製品								
醤油・酒類・味噌 19 豆腐及びその加工品 19 野菜類果物及びその加工品 19 菓 子 類 19 清 涼 飲 料 水 19 弁当・仕出し・そうざい 19 旅館 19 卵・液卵 19 学 校 給 食 19 食品添加物 19	醤油・酒類・味噌 豆腐及びその加工品 野菜類果物及びその加工品 菓 子 類 清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	乳及び乳製品								
豆腐及びその加工品 19 野菜類果物及びその加工品 19 菓 子 類	豆腐及びその加工品 19 野菜類果物及びその加工品 19 菓 子 類 第 次 清 涼 飲 料 水 第 分 弁当・仕出し・そうざい 第 京 旅館 第 京 野菜類果物及びその加工品 19 第 当 於 料 水 19	め ん 類								
野菜類果物及びその加工品 19 菓 子 類 コープライン・ 清 涼 飲 料 水 コープライン・ 弁当・仕出し・そうざい コープライン・ 旅館 コープライン・ 卵・液卵 コープライン・ 学 校 給 食 コープライン・ 食品添加物 コープライン・	野菜類果物及びその加工品 19 菓 子 類 清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	醤油・酒類・味噌								
菓子類 1 清涼飲料水 1 弁当・仕出し・そうざい 1 旅館 1 卵・液卵 1 学校給食 1 食品添加物 1	菓子類 清涼飲料水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	豆腐及びその加工品								
清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 90・液卵 学 校 給 食 自身活動物	清 涼 飲 料 水 弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	野菜類果物及びその加工品	19							
弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 学校給食 食品添加物	弁当・仕出し・そうざい 旅館 卵・液卵 ** 学校給食 ** 食品添加物 ** アイスクリーム類・氷菓 **	菓 子 類								
旅館 卵·液卵 学 校 給 食 食品添加物	旅館 卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	清涼飲料水								
卵·液卵 学 校 給 食 食品添加物	卵・液卵 学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	弁当・仕出し・そうざい								
学 校 給 食 食品添加物	学 校 給 食 食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	旅館								
食品添加物	食品添加物 アイスクリーム類・氷菓	卵•液卵								
	アイスクリーム類・氷菓	学校給食								
アイスクリーム類・氷菓		食品添加物								
	冷 凍 食 品	アイスクリーム類・氷菓								
冷 凍 食 品		冷 凍 食 品								

表(5) 違反・不良食品の件数

(令和4年度) 第6条 第13条 第19条 第20条 表示違反 その他 事項 計 微生 保存 健康 食品表 有症苦 腐敗 有毒 異物 成分 製造 添加物 食品分類 表示 虚偽誇大 広告・表示 増進法 変敗 有害 混入 規格 基準 基準 使用 違反 示法 情他 1 菓子類 1 2 乳及び乳製品 3 食肉及び食肉製品 5 4 魚介類及びその加工品 5 冷凍食品 6 清涼飲料水 1 7調味料類 8 豆腐及びその加工品 1 9 めん類 2 3 10 惣菜及びその半製品 2 11 漬物 12 鯨肉製品 13 弁当 10 11 14 果実・野菜及び茶 1 15 その他の製品 11 12 食品添加物及びその製剤 器具及び容器包装 0 合計 0 0 0 0 40 51

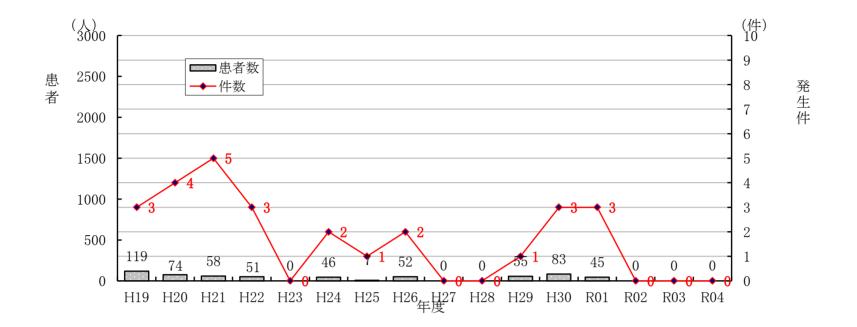
表(6) 食品等の苦情及び相談処理状況

(令和4年度) 食品 衛生管理 異物混入 そ 表示 の 有 異 有 施 取 他 項 表示違反 敗 の 設 相 毒 味 症 扱 の 計 他異物 談 混 変 目 入 敗

表(7) 食中毒の発生状況

発生年月日	発生場所	原因施設 拐	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	措置
		令和4年度(に食中毒	事件の発生	Eはありませんでした	0	

図(1) 食中毒事件数・患者数の年次推移



2 食鳥肉衛生

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、管内の認定小規模 食鳥処理場について全数の施設監視を実施するとともに、確認状況報告書の提出を 受け、食鳥処理の現況把握と食鳥肉の衛生確保を図った。 [表1]

なお、令和4年度末時点の認定小規模食鳥処理場は 2 施設であった。

表1. 認定小規模食鳥処理場の食鳥処理状況(令和4年度)

			不適合	羽数
	処理羽数	適合羽数	全部廃棄	一部廃棄
ブロイラー	21,671	21, 671	0	0
成鶏	0	0	0	0
∄ †	21,671	21, 671	0	0

3 獣疫衛生

人と動物の共生社会の形成をめざし、飼養動物による人への危害・迷惑の防止を 図るとともに、適正飼養の普及啓発に努めた。 [表 1]

(1)「狂犬病予防法」関係

ア 野犬等の捕獲

狂犬病の発生を未然に防止するため、登録鑑札・狂犬病予防注射済票の装着がない放浪犬の捕獲収容を行った。

イ 咬傷事故対応

犬による咬傷事故が発生した際には、被害状況を調査するとともに、飼い主の法定義務実施の確認、及び再発防止について指導した。飼い主不明犬による事故については、動物愛護センターにおいて狂犬病鑑定を実施した。

令和4年度の咬傷事故件数は、飼い犬 12件、飼い主不明犬 1件、野犬1件で、狂犬病が疑われるような事例はなかった。

ウ 犬の登録・狂犬病予防注射

日常業務及び市町村公報等を通じ、飼い犬の登録・狂犬病予防注射の実施徹底を図るとともに、市町村からの定期報告により現況を把握している。[表2]

(2)「動物の愛護及び管理に関する法律・条例」関係

ア 野犬捕獲・咬傷事故対応

危害等の防止のため、前述の狂犬病予防事務と併せて実施した。

イ 犬・ねこの引取り

飼い主、拾得者等の求めにより、市町村の協力を得て、犬・ねこを引き取った。この際、特に飼い主に対しては、改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」(令和2年6月1日施行)に伴い理由によっては引き取りの拒否または終生飼養等の助言・指導に努めた。

なお、平成22年より、飼い主からの引取りについては有料化している。

ウ動物取扱業の監視指導

登録審査、事業所監視、動物取扱責任者対象の研修開催等により、現況把握 と一層の営業適正化を図った。 [表 3]

エ 特定動物の飼養許可

年度中の新規許可(継続)は2件で、変更許可・廃止は1件であった。

令和4年度末時点の許可施設は、ニホンザル 1件、ソウゲンワシ1件、ワニガメ 3件、ワニガメが交雑することにより生じた動物1件、ボアコンスクリクター1件、ブラジルカイマン2件、シャムワニ1件、ナイルワニ2件、メガネカイマン1件、コビトカイマン1件、ヨウスコウアリゲーター1件、グアテマラワニ1件、イリエワニ1件、インドニシキヘビ1件、アミメニシキヘビ1件の 計 19件であった。

これら施設の監視を行い、現況把握と安全確保に努めた。

オ 不適正飼養への対応

犬の放し飼い、飼養動物による生活環境侵害、その他の不適正飼養事例について、事実確認の上で飼い主や原因者に対し、改善指導等を行った。

カ 動物の愛護と適正飼養の普及啓発

県民からの飼育相談を受け、自治会などを通じて、適正飼養の普及啓発活動を行った。また、日常業務を通じ、飼養管理、しつけ等の助言・指導を行うとともに、繁殖制限手術、マイクロチップによる所有者明示等の普及啓発に努めた。

啓発効果を高めるために市町村の協力を得て集合注射会場、動物取扱業施設 を通じて啓発パンフレットの配布を行った。

(3)「化製場等に関する法律」関係

死亡獣畜取扱場及び動物の飼養・収容許可については、年度中の新規許可・廃 止はなかった。

令和4年度末時点の動物の飼養・収容許可施設は、0件であった。

(4) その他の事務

逸走動物が飼い主の下に早期復帰できるよう、逸走・保護情報を照合、関係者に還元した。

市中を徘徊する野生動物や所有者不明の危険動物等については、警察、市町 村等の関係機関の要請を受け、保護・捕獲対応に協力した。

その他、いわゆる害獣問題、動物由来感染症等についての相談も受け付け、その予防対策等について情報提供した。

表1. 飼養動物の相談・取扱件数(令和4年度)

飠	司養動物	物に関する	る業務	の実	施状	況						1	郡山化	呆健所	Ť	ŕ	介和	4		年度	分				
					大和郡	郡山市	天理	里市	生駒市		山添村	平標	詳町	三组	哪町	斑鳩	町	安埠	町					Ē	. T
		野		犬		0		0	0	_	0		5		1		0		0						6
		放し	飼	い		3		2	22	_	1		7		1		7		0					<u> </u>	43
		咬 傷	事	故り		1		3	35	_	0		0		1		3		0					<u> </u>	43
	犬	引 (う ち)	取	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		26 0		7	17	_	0		0		0		6		0					<u> </u>	58 0
	_ ^	(75)		頭数		0		0	0	_	0		0		0		0		0					<u> </u>	0
華		不適	正節			33		11	23	_	1		13		4		2		0					1	87
苦情			保証			55		33	36	_	6		14		2		13		0						159
			<u>へ</u> の	他		42		12	12	_	0		5		0		4		1						76
相		31	取	IJ		50		49	12	_	20		19		18		23		1				$\overline{}$		192
談		(55)		件数		0		0	0	_	0		0		0		0		0						0
の平	X++	,,,,,		頭数		0		0	0	1	0		0		0		0		0						0
受 付	猫	不適	正節	養		42		33	11	T	1		3		0		22		19						131
件		不明・	保部	蒦 猫		69		25	38	:	1		10		14		20		6						183
数		そ	の	他		85		21	17		1		8		8		18		2						160
			-種	相談		146		33	143	:	23		20		14		18		3						400
	新 幼	取扱業	11里	苦情		10		1	4	_	0		0		0		0		0						15
	30 10	W 1/X *	二種	相談		2		4	0	_	0		1		0		0		0						7
				苦情		20		2	2	_	0		0		0		0		0						24
	特		動	物		2		15	2	_	0		4		0		6		0						29
	そ	<u>の</u>		他		166	L	24	39	÷	9	<u> </u>	6	I	11	maria I	12	m · ·	2	m: I		m · · ·	_		269
	保健所	返還・センタ	一搬送	(別掲)	保健所 返還数	センター 搬送数	保健所 返還数		保健所 センター 返還数 搬送数		保健所 センター 返還数 搬送数	保健所 返還数	センター 搬送数	保健所 返還数		保健所 セ 返還数 撤		保健所 返還数		保健所 返還数		保健所 返還数		保健所 返還数	センター 搬送数
		1-15 V++	成	犬	0	0	0	0	0 1	+	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0				\vdash	0	1
		捕獲・収容	子	犬	0	0	0	0	0 0	_	0 0	ō	0	0	0	0	0	0	0					0	0
			麻		0	0	0	0	0 0	_	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
		/	吹		0	0	0	0	0 0	ı	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
		(方法)		獲 箱	0	0	0	0	0 0	1	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
				の他	0	0	0	0	0 0	ı	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	1
				成犬	0	3	0	0	0 0	1	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	3
	_15] B- //	35-1	子犬	0	0	0	0	0 0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
	犬	引取り		成犬	0	0	0	0	0 1	T	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	1
			35-3	子犬	0	0	0	0	0 0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
動		負傷収容	成	犬	0	1	0	0	0 0	П	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	1
物		貝汤収谷	子	犬	0	0	0	0	0 0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
の		センター返還	成	犬		1		0		Τ	0		0		0		0		0						2
取		ピング 医歴	子	犬		0		0	0	1	0		0		0		0		0						0
扱		処 分	成	犬		3		0	1		0		0		0		0		0						4
頭粉		(譲渡含)	子	犬		0		0	0	_	0		0		0		0		0						0
数			35-1	成猫	0	0	0	1	0 0	_	0 0	0	15	0	0	0	0	0	0					0	16
		引取り	l I	子猫	0	0	0	0	0 0	_	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0
			35-3	成猫	0	2	0	4	0 0	_	0 5	0	0	0	0	0	0	0	0					0	11
				子猫	0	11	0	30	0 0	_	0 9	0	8	0	13	0	9	0	5					0	85
	猫	負傷収容	成っ	猫	1	1	0	1	0 0	_	0 0	0	0	0	0	0	1	0	0				\vdash		3
			子	猫 *#	0	5	0	7	0 2		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\overline{}$				0	14
		センター返還	成	猫		0	\rightarrow	0	0	_	0	-	0		0	4	0	\rightarrow	0						0
				猫		0		0	0	100	0		15		0		0		0				Ш		0
		処 分 (譲渡含)		<u>猫</u> 猫		16		6 37	0	_	5 9		15 8		13	+	9	\rightarrow	<u>0</u> 5						30 99
		負傷収容	丁	1田	0	0	0	0	0 0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0				\vdash	0	0
		センター返還			<u> </u>	0	<u> </u>	0	0 0	-	0 0		0	L U	0	+	0	4	0				\vdash	_	0
		処分(譲渡含)				0		0	0	- 100	0	_	0		0		0		0			$\overline{}$	Н		0
	хт '-		文書	指導		0		0	0	_	0	_	0		0		0		0				$\overline{}$		0
	社 犬 #	病 予 防 法	措置	命令		0		0	Ö	_	0		0		0		0		0						0
立			文書	指導		0		0	0)	0		0		0		0		0						0
入	動物愛	護管理法	勧	告		0		0	0	_	0		0		0		0		0						0
検			措置			0		0	0)	0		0		0		0		0						0
査			14	件 数		18		7	19	,	3		2		2		4		0						55
	動物	取 扱 業		施設数		18		7	19)	3		2		2		4		0						55
行政	立入	、 検 査	- 揺	件 数		1		3	0		0		0		0		1		0						5
政机			— 性	施設数		1		3	0		0		0		0		1		0						5
処分		飼養施設		数		0		1	1	Ť	1		0		0		2		0						5
等		、 検 査	施	設 数		0		1	1		1		0		0		2		0						5
の				指導		0		0	0	_	0		0		0		0		0						0
件	動物愛	護管理条例	勧	告		0		0	0	_	0		0		0		0		0						0
数				命令		0		0	0		0		0		0		0		0						0
	化 製	場 法	文書	指導		0		0	0	_	0		0		0		0		0						0
	(飼養	許可関係)	措置	命令		0		0	0		0		0		0		0		0						0
									-		-	•		-											_

表 2. 犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況(令和4年度)

		登録頭数	狂犬病予防注射 済票交付数	接種率
大和郡山	市	3,563	2,847	79.90
天 理	市	2,700	1,929	71.44
生駒	市	5,993	4,146	69.18
平群	町	1,086	721	66.39
三郷	町	1,022	762	74.56
斑鳩	町	1,020	796	78.04
安堵	町	282	243	86.17
山添	村	173	143	82.66
計		15,839	11,587	76.04

表3、動物取扱業登録状況(令和4年度)

		大和郡山市	天理市	生駒市	平群町	三郷町	斑 鳩 町	安堵町	山 添 村	計
年度中	新規登録 件数	1	1	8	3	0	1	0	0	14
	廃業件数	4	3	6	0	1	0	0	0	14
年度末	登録数	52	24	61	13	11	24	3	8	196
時点	事業所数	38	22	46	7	10	14	3	4	144

注)同一事業所が複数業種の登録を取得している場合あり。

4 生活衛生

営業六法(理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法)等、生活衛生関係施設に対し、適正な維持管理及び良好な衛生状態の維持向上を目的として施設へ立入検査し監視指導を実施した。また、営業者や住民から生活衛生に関する相談等に応じ、法令の遵守並びに良好な衛生状態の確保について指導・助言及び情報提供を行った。(表1)に営業六法関係施設数及び許認可・監視指導状況並びに水道施設・その他の生活衛生関係施設数及び許認可・監視指導状況を示す。

管内には、合計1,294件の許可及び届出施設が存在し、令和3年度は45件の新規許可及び届出と30件の廃止があった。

(1) 営業六法関係施設数及び許認可・監視指導状況について

生活衛生関係営業の新規許可申請や届出に伴う施設の構造設備等について検査を行うとともに、既存施設についても設備や衛生管理状況を監視指導した。許可申請や届出について事前相談があれば、法令に規定する構造設備及び衛生措置の基準等について説明・指導を行った。なお監視指導業務は、新型コロナウィルス感染症業務への対応により、事業継続計画に基づき中止・延期すべき業務としたため、通常通り実施できなかった。

- ① 理容所・美容所の監視指導は、感染症対策の充実強化の観点から営業者等に対して消毒方法を周知させ、衛生上の措置の充実を図った。また理容師・美容師の従事状況の確認等を行った。
- ③ 旅館・公衆浴場については、良好な衛生状態の維持を図る目的で監視指導を行った。また浴場施設については、レジオネラ属菌対策を中心として、浴槽水の水質検査の実施状況、残留塩素等の衛生管理及び循環ろ過装置等の維持管理について調査及び監視指導を行った。
- ② クリーニング所及び興行場の監視指導は、新型コロナウィルス感染症対応により実施できなかった。
- (2) 水道施設・その他の生活衛生関係施設数及び許認可・監視指導状況について
- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による特定建築物については、 立入権限外施設(公的機関)以外の施設に立入検査を実施し、「建築物環境衛生管理基 準」による維持管理の実施状況について帳簿書類等により確認した。また特定建築物 の簡易専用水道については、設置者からの依頼により14件の書類検査を実施した。
- ② 水道関係施設について、厚生労働大臣許可の4施設を除き、上水道、簡易水道、専用水道については地域主権改革推進第二次一括法による水道法(昭和32年6月15日法律第177号)の一部改正及び奈良県事務処理の特例に関する条例に基づき、平成25年4月1日より簡易専用水道並びに専用水道の権限が市町村長に委譲されたことにより、生駒市、大和郡山市、天理市、斑鳩町(簡易専用水道のみ)については権限が委譲されている。町村にある上水道、簡易水道については、施設が策定し

た年間水質管理計画に基づく水質検査結果を保健所へ毎月の報告を求めており、平常時の水道法に基づく管理状況を確認した。また、これらの水道施設については巡回監視を行い水質の保全管理を確認・指導を行っているが、新型コロナウィルス感染症対応のため、通常通り実施できなかった。なお、受水槽の有効容量が10㎡を超える簡易専用水道については、厚生労働大臣の登録検査機関が実施した検査報告を確認し、必要に応じて指導を実施した。

- ③ 温泉関係については、温泉を保護しその利用の適正を測り、公共の福祉の増進に寄与するため、温泉利用施設等の監視指導を行い、適正利用を指導した。
- ④ 遊泳用プールについては、「奈良県遊泳用プール衛生管理指導要綱(平成26年4月1日施行)」に基づき施設の監視指導を実施し、不適正維持管理の改善等の指導を行った。
- ① 住民等からの衛生害虫等に関する相談等は28件あった。害虫等を実体顕微鏡等により種類を調べたり、習性・生態及び防除方法について情報提供を行った。

なお、住宅の高機密化・高断熱化により近年問題となっているシックハウスに関する相談等は0件であった。

表 1 生活衛生関係施設数及び許認可・監視指導状況(R4年度)

						市町村					————— 施設数	許可	 - 届出	監視指導
			大和郡山市	牛駒市	天理市		二銀町	斑鸠町	安埃町	山沃村	合計	新規件	廃止件	件数
	理容所		Динарш II 60				-			_	196	数 9	数 5	_
理容所法			161	214						 		24	21	9
美容所法	美容所	ÁJ.		1	119 13		_	46	1	0	<u>593_</u> 27	1	1	29 5
クリーニング 業法	クリーニング所	一般	35	51	18		_		1	9	126	0	2	0
未运	クリーニング別	取次所 特定洗施設	1	1	5		1	0		2	9	0	0	0
	クリーニング所	付	6	1	2		0	<u> </u>	 	0	9	0	0	0
	1	<u> 秋久別 </u> 特定洗施設	0	0	0				1		0	0	0	0
 興行場法	映画館	1寸足ルル 世以	1	0		_	0	1	†		<u></u>	0	0	0
光门勿丛	スポーツ施設		0	0	0		0		 		0	0	0	0
	その他		1	5	1	0	0	<u> </u>	0		8	0	0	0
	仮設		0	0	0			 	 		0	0	0	0
 旅館業法														
	旅館・ホテル		11	12	11	5	5	3	0	3	50	2	4	6
	簡易宿所		6	8				0	1 .	4	22	2	1	2
	下宿		0	0	0	_			 	0	0	0	0	0
公衆浴場法		一般浴場	1	1	0		0	1	 		2	0	0	0
		個室付浴場	0	0				1	+		0	0	0	0
		ヘルスセンター	0	0	1	0	<u> </u>		†		1	0	0	0
		サウナ風呂	0	0	0	0	0	†	 		0	0	0	0
		スポーツ施設	0	1	4	0	0	1	0	3	9	0	0	0
		その他	2	3	1	1	2	1	0	0	10	3	1	5
	公営	一般浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	3	2	0	1	2	3	2	1	14	0	0	0
建築物衛生法	特定建築物	興行場	1	2	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0
		百貨店	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
		店舗	10	10	5	2	0	1	0	1	29	0	1	0
		事務所	3	2	4	0	0	1	1	0	11	0	0	0
		学校	0	4	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0
		旅館	0	0	3	1	0	0	0	0	4	1	0	1
		その他	1	3	6	0	2	1	1	0	14	2	0	2
	事業登録	清掃業	2	1	2	1	0	0	0	0	6	0	0	1
		空気環境測定業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		空気調和用ダクト清掃業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		飲料水水質検査業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		飲料水貯水槽清掃業	3	3	1	0	1	0	0	0	8	0	1	2
		排水管清掃業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ねずみ昆虫等防除業		1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0
		環境衛生総合管理業	i	2	2		1	0	-	0	7	1	0	0
		環境衛生一般管理業	0	0	0		0	0	 	0	0	0	0	0
温泉法	源泉	利用	1	2	2	1	4	0	<u> </u>	0	11	0	0	1
	7.1 FT 14 = T	未利用	1	0	4	0	2	0	1			0	0	0
	利用施設	旅館	1	0	2	1	4	0	 		8	3	0	4
		公衆浴場	0	<u> </u>	0	0	2	0		0	3	1	0	1
<u>₩</u> ;;, == ==		その他	4	1	1	0	2	0	 	0	16	0	0	0
遊泳用プール	週年利用 夏期のみ営業		5		<u> </u>	1		0	<u> </u>		12	1	1	
 水道法			<u> </u>	3	5 0			2	0		11	0	1	0
小但囚	当人 簡易水道		<u> </u>	0	_	_		0	0	15	17	0	0	0
	専用水道		<u> </u>	0		_		0			17	0	0	0
	簡易専用水道		<u> </u>	0	0				+	 	<u>2</u> 46	0	0	
	るの他		<u> </u>	0	0			_	+		46 0	0	0	0
			328	398	264	62	93	+	27	-	_	51	39	
	合計		<u> 328</u>	্ ১৬৫	<u> 204</u>	02	<u> </u> 93	94		43	1, 309	31	<u> </u>	80